

介護職員等特定処遇改善加算について

県・市より支給要件を満たした介護事業者に対し、介護職員等特定処遇改善加算が支給されることになり、以下の通り支給額を定めました。

1. 支給額

介護報酬月額より支給額を算出し、下記の通り職員に支給する。

A グループ	18,077+ α 円(月額)
B グループ	9,039円(月額)
C グループ	4,519円(月額)

2.実施期間

令和5年6月～令和6年5月

3.支給要件

令和5年4月～令和6年3月の各月の月末に在籍し、且つ、令和6年5月31日に在籍していることが確定している介護職員に支給する。

※A グループとは、他の介護職員の模範となり指導的立場にある者や、指導的立場になりうる者を指す。

※B グループとは、その他の介護職員。

※C グループとは、その他の職員。

注：A グループは、B グループとの賃金格差解消のため、従来的一定配分率から+ α の上乗せ支給に変更する。

但し、訪問看護ステーションの看護職員、居宅介護支援事業所の介護支援専門員を除く。

*上記金額はあくまで目安であり、また、介護報酬月額見込額よりも介護報酬実績の方が下回った場合には、一時金交付金の支給額が減額される事もありますので、今後、支払い金額については増・減します。

※ 上記、月額金額の中に、法人負担分の法定福利費を含む。

以上

令和5年4月1日
社会福祉法人 中庸会
理事長 竹中庸之